附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

第三条　当分の間、厚生年金保険被保険者資格取得届の様式は、被保険者が同時に全国健康保険協会の管掌する健康保険の被保険者の資格を取得したことにより健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第二十四条の規定によって届出を提出するときは、この省令による改正前の厚生年金保険法施行規則様式第七号による。

2　被保険者が国民健康保険組合の組合員である場合には、当分の間、厚生年金保険被保険者資格取得届の様式は、この省令による改正前の厚生年金保険法施行規則様式第七号による。

○厚生労働省令第百八十五号

確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十六号）の施行に伴い、並びに厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百一条並びに国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百八条の四、第百八条の五及び第百十条の規定に基づき、厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第一条　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第三号イ中「平成二十五年法律第二十七号」の下に「。以下「番号利用法」という。」を加える。

第三十五条第二項中「住民票コード（住民基本台帳法第七条第十三号に規定する住民票コード」を「個人番号（番号利用法第二条第五項に規定する個人番号」に改める。

第五十一条第二項及び第六十八条第二項中「住民票コード」を「個人番号」に改める。

第七十八条の四第一項第二号ロ⑴中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）」を「番号利用法」に改める。

（国民年金法施行規則の一部改正）

第二条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二十五号中「第九十七条」の下に「及び第九十七条の二」を加える。

第十八条第二項中「住民票コード（住民基本台帳法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）」を「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」に改める。

第三十六条第二項、第五十一条第二項及び第六十条の六第二項中「住民票コード」を「個人番号」に改める。

第九十七条の見出しを「（法第百八条の五に規定する厚生労働省令で定める者）」に改め、同条第一項及び第二項中「第百八条の四の規定において読み替えて準用する住民基本台帳法第三十条の三十七第四項」を「第百八条の五」に改め、同条第三項を削り、同条を第九十七条の二とし、第九十六条の次に次の一条を加える。

（法第百八条の四に規定する厚生労働省令で定める場合）

第九十七条　法第百八条の四の規定において読み替えて準用する住民基本台帳法第三十条の三十八第一項から第三項までに規定する厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　厚生年金保険法第二十七条に規定する事業主が同法の規定により行うこととされている事務を行う場合

二　法第百二十八条第五項及び第百三十七条の十五第六項に規定する信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会その他の法人又は法第百二十八条第六項に規定する銀行その他政令で定める金融機関が、これらの規定により委託された国民年金基金又は国民年金基金連合会の業務を行う場合

三　社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）が社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項に規定する事務を行う場合

四　確定給付企業年金法第四条第三号に規定する資産管理運用機関、同法第七十四条第一項に規定する規約型企業年金を実施する事業主又は同法第八十九条第一項及び第四項に規定する規約型企業年金の清算人が同法の規定により行うこととされている事務を行う場合並びに同法第九十一条の十八第七項及び第九十三条に規定する信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会その他の法人が、これらの規定により委託された企業年金連合会又は同法第二十九条に規定する事業主等の業務を行う場合

五　確定拠出年金法第二条第二項に規定する企業型年金を実施する事業主、同条第七項第一号ロに規定する資産管理機関又は同条第四項に規定する厚生年金適用事業所の事業主であつて同条第十項に規定する個人型年金加入者を使用するものが同法の規定により行うこととされている事務を行う場合並びに同法第七条第一項及び第六十条第一項に規定する確定拠出年金運営管理機関又は同法第六十一条第一項に規定する他の者が、これらの規定により委託された事業主又は国民年金基金連合会の業務又は事務（同法第七条第二項又は第六十条第三項において再委託された業務又は事務を含む。）を行う場合

六　平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定に基づきなお効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十条第五項に規定する信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会その他の法人が、同項の規定により委託された存続厚生年金基金の業務を行う場合

七　平成二十五年改正法附則第四十条第九項に規定する信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会その他の法人が、同項の規定により委託された存続連合会の業務を行う場合

（厚生年金保険法施行規則等の一部改正）

第三条　厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成九年厚生省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第七十四条の二第二項中「住民基本台帳法第七条第十三号に規定する住民票コード」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号」に改める。